

2024年4月22日

各位

愛媛銀行

愛媛銀行と伊予銀行による相続手続きの共通化について

当行（頭取 西川 義教）および株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、お客さまの利便性向上を図るため、預金等の相続手続きに関する取扱いの共通化を開始いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後も多様化するお客さまの課題を解決し、より一層サービス向上に努めてまいります。

記

1. 共通化の目的

高齢化社会を迎え、預金等の相続も増加傾向にあるなか、相続手続きは金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客さまのご負担が生じておりました。

この度、お客さまの利便性の向上とご負担の軽減を図るため、愛媛県に本店を置く両行で相続手続きにおける記載内容やご提出いただく書類を共通化することといたしました。

2. 共通化の概要

- 相続手続き依頼書の様式・記入方法の共通化
- ご提出いただく確認書類の共通化
- 相続手続きの簡素化基準の共通化

（注）本件は、相続手続きを共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、各行において一部相違する取扱いもあります。

以上